

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年3月11日(月)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及川 正義 委員
3番 金 杉 勝城 委員	4番 布施 陽子 委員
5番 高 品 文 敬 委員	6番 椎 名 寛 委員
7番 布 施 行 雄 委員	8番 小 林 須美子 委員
10番 大 木 武 一 委員	11番 鈴 木 茂 委員
12番 佐 藤 正 剛 委員	13番 石 田 利 之 委員
14番 安 藤 幸 春 委員	15番 穴 澤 久 男 委員
16番 伊 藤 栄 治 委員	17番 渡 邊 弘 仁 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番 伊 藤 輝 夫 委員	19番 秋 山 菊 次 委員
20番 布 施 利 雄 委員	21番 加 瀬 安 男 委員
22番 並 木 昭 男 委員	23番 鎌 形 豊 委員
24番 山 崎 幸 治 委員	25番 塚 本 繁 雄 委員
26番 木 原 正 勝 委員	27番 江波戸 和 男 委員
29番 石 橋 誠 委員	

4 欠席農業委員 (1名)

9番 太 田 憲 一 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

議案第6号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について (別冊)

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2)利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3 名
(市産業振興課) 職員 2 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 31 年 3 月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議長 本日、出席農業委員は 17 名中 16 名で定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、1 番林喜太郎委員、2 番及川正義委員を指名
いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きますして、日程第 2 の議案第 1 号「平成 30 年度第 8 次農用地利用集
積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る
3 月 8 日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告につ
いて、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

14 番 本件につきましては、去る 3 月 8 日、午後 1 時 30 分より、市民ふれあ
いセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。
内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基
づく農用地利用集積計画を定めるため、平成 30 年 3 月 1 日に匝瑳市から
諮問のありました別冊の平成 30 年度第 8 次農用地利用集積計画(案)を審
議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われ

ます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく願います。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、金杉勝城委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。最初に、利用権設定関係の番号6番と7番について、審議・採決いたします。金杉勝城委員は退席をお願いします。

(金杉委員 退席)

議長 金杉勝城委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号6番と7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の利用権設定関係の番号6番と7番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号6番と7番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号6番と7番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号6番と7番について、採決に入ります。

利用権設定関係の番号6番と7番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(金杉委員 着席)

議 長 金杉勝城委員が着席しましたので、引き続き、平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について、を議題といたします。
利用権設定関係の番号6番と7番を除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて利用権設定関係の番号6番と7番を除き、
農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について」利用権設定関係の番号6番と7番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について」利用権設定関係の番号6番と7番を除き、採決に入ります。

利用権設定関係の番号6番と7番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本議案には、石橋誠委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごとに審議、採決します。最初に番号6番を議題とします。石橋誠委員は退席をお願いします。

(石橋委員退席)

議 長 石橋誠委員が退席しましたので、番号6番について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号6番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第2号、番号6番について、議案書を基に朗読】

番号6番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

3番 番号6番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号6番の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号6番の採決に入ります。

番号6番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(石橋委員着席)

議 長 石橋誠委員が着席されましたので、引き続き議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。番号6番を除き、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号1番及び5番は、所有権移転に関する件であります。番号2番から4番まで及び7番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第2号、番号6を除き、議案書を基に朗読】

番号1番から5番まで及び7番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

7番 番号1番と2番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

11番 番号3番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

3番 番号4番について、譲受人は農業経営するため新たに農地を借り受け営農を行うものです。労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま

番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

2番 番号7番について、譲受人は農地所有適格法人になるため新たに農地を借り受け営農を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問題ないと思われま

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号6番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号6番を除き、採決に入ります。

番号6番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑462㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

14番 番号1番について、申請者の現住居のある土地は地盤が弱く、これまで何度も現住居の修繕を繰り返してきましたが、現在も修繕が必要な状態であり、今後、災害等への不安もあることから、申請地を専用住宅用地として畑462㎡に計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、番号1番と2番を議案書を基に朗読】

番号1番について、物置及び駐車場用地として畑29㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、駐車場及び植木置場用地として畑223㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、申請地を車1台分の駐車場と物置用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。なお、本件には始末書が添付されています。

1番 番号2番について、申請地を車3台分の駐車場と植木置場用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。なお、本件には始末書が添付されています。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番について、畑1筆を売買したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番林喜太郎委員、24番山崎幸治委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に1番林喜太郎委員、24番山崎幸治委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決しました。

議 長 次に、議案第6号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る8日、農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長から報告をお願いいたします。

【農地農政委員長の報告】

3 番 農地農政委員会から報告申し上げます。
本件につきましては、去る3月8日午後2時15分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農作業標準賃金及び標準農作業料金を定めるため、審議をしました。近隣市町においても、大幅見直しが行われていないことから、作業料金の変更は行わないとの結論となりました。
審議した結果につきましては、別冊にて本日配付しました農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)のとおりです。
本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地農政委員会からの報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第6号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 平成30年度第8次農用地利用集積計画(案)について (別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件
議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件
議案第6号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について (別冊)
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 1件
(2)利用権の中途解約に係る通知について 2件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成31年3月11日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。